

平成29年5月12日
独立行政法人農畜産業振興機構

養豚経営安定対策事業（豚マルキン）の養豚補填金について
【平成28年度第1～4四半期】

平成28年度第1～4四半期（平成28年4月から平成29年3月まで）に販売された事業対象肉豚に適用する養豚経営安定対策事業実施要綱第4の2の（7）のアの（ア）の養豚補填金（注）については、平均粗収益が平均生産コストを上回ったことから交付しません。

（参考）養豚経営安定対策事業実施要綱 第4の2の（7）のエ養豚補填金の交付

機構は、（4）のイの（ア）に基づき養豚補填金の交付対象となる全ての期間の生産者負担金を納付した養豚事業者に対し、当該交付対象期間中に販売された事業対象肉豚であって、生産者負担金が納付されたものの頭数に養豚補填金単価（養豚補填金単価の公表より前に見込単価による概算払を希望する養豚事業者に対して養豚補填金を交付する場合は見込単価）を乗じて得た額の養豚補填金を交付するものとする。また、見込単価による概算払を受けた養豚事業者に対し、当該概算払の額と養豚補填金単価による額との差額を交付するものとする。

連絡先

畜産経営対策部 養豚経営課

担当：植田、入江、池田

電話：03-3583-1150

**補填金単価
(確定)**

養豚経営安定対策事業 補填金単価算定基礎
【平成28年度第1～4四半期】

(単位：円/頭)

平均粗収益 (A)	37,149
平均生産コスト (B)	32,565
差額 (C) = (A) - (B)	4,584
補填金単価(概算払) (注)	(A) > (B) 補填なし

注:1 補填金単価(概算払)は、配合飼料価格安定制度の変更に伴い、平成26年度から当該四半期(通期算定にあつては最後の四半期)の補填金がないと仮定して算定しています。なお、100円未満の場合は概算払を行いません。

注:2 平成26年度第1四半期分から、消費税抜きで算定しています。

(単位：円/頭)

区 分	平成28年度第1～4四半期 (平成28年4月～平成29年3月)
平均粗収益 (A) = ①+②	37,149
主産物価格 ① = a × b	36,347
平均枝肉価格(円/kg) a	477
平均枝肉重量(kg) b	76.2
副産物価額 ②	802
平均生産コスト (B) = ⑤+⑥+⑦+⑧	32,565
物財費 ③	26,185
飼料費	19,420
流通飼料費	19,418
麦類	14
とうもろこし	265
配合飼料	17,448
脱脂乳・人工乳	1,085
その他	606
牧草・放牧・採草費	2
敷料費	129
光熱水料及び動力費	1,159
その他の諸材料費	56
獣医師料及び医薬品費	1,891
賃貸料及び料金	276
建物費	1,340
自動車費	224
農機具費	671
物件税及び公課諸負担	166
生産管理費	119
種付料	116
もと畜費	19
繁殖めす豚費	511
種おす豚費	88
労働費 ④	4,115
家族	3,220
費用合計 ⑤ = ③ + ④	30,300
支払利子 ⑥	112
支払地代 ⑦	16
と畜経費 ⑧	2,137
参考 自己資本利子	573
自作地地代	119